

情報通信審議会 有線放送部会（第24回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年11月15日(木) 16時00分～17時00分

於、1002会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、長村 泰彦、大谷 和子
（以上4名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）河内 正孝（審議官）、
野崎 雅稔（地域放送課長）、吉田 博史（地上放送課長）、
吉田 真人（放送政策課長）

(2) 中国総合通信局

吉本 孝司（放送部長）

(3) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問事項

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問
第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第11
88号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

開 会

○根元部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会有線放送部会第24回会議を開催いたします。本日は、委員5名中4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号の規定により非公開にて会議を行ってまいります。

議 題

諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第1188号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題は、ここしばらくそうでございますが、8月31日に諮問を受けております諮問第1180号から第1190号の、いわゆる「中国地域の裁定案件」についてでございます。よろしくお願いいたします。

初めに「テレビせとうち株式会社からの追加意見書」及び「中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定審査に関する判断に当たっての今後の対応（案）」につきまして、総務省からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤島地域放送課長　それでは、まず、右肩に資料24-1と書かれておりますA4の縦長の資料「テレビせとうち株式会社からの意見書について」をご説明させていただきます。本件につきましては、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づきまして、平成19年9月12日付で提出されました三原テレビ放送株式会社及び尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請書の変更申請を受けまして、有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、総務省からテレビせとうち株式会社に対して意見の提出を求めましたところ、平成19年10月12日付で当該事業者から有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由を追加する旨の意見の提出があったものでございます。意見書の内容は2社ともほぼ同様となっておりますため、三原テレビ放送株式会社へ

の意見書につきまして、まず読み上げさせていただきたいと存じます。

それでは、上から3枚目になります2ページをごらんいただきたいと存じます。2の有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由でございます。「平成19年9月12日付で、三原テレビ放送株式会社から、当該地区において、当社のアナログ23チャンネルと株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルの混信解消を図るため再送信する放送局の変更申請が提出されました。しかし、再送信する放送局を変更しても、当該地区のこうした混信状況がチャンネルプランに沿って改善されたわけではなく、有線テレビジョン放送事業者が単独で対策を行ったに過ぎません。今後、デジタル放送が全国であまねく普及していく中で、もし大臣裁定によって有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信が認められたとしても、当社の区域外において、地上波の新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく中で、同様の事態が発生したとき、今回のように、受信施設の改善が図られ、有線テレビジョン放送の視聴者は今までどおりの視聴ができたとしても、一般視聴者の受信障害は解決されず、不公平なことになるのではないのでしょうか。この点からも区域外再送信を認めることについては問題があるとの意見を追加意見として申し述べさせていただきます」。

また、3の、本件に関する協議の経過につきましては、本変更に関しての連絡は受けておらず、この件に関する協議は行っておりませんという意見でございました。

以上でございます。

続きまして、横長の資料24-2、中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する判断に……。

- 根元部会長 すみません、ここで、説明していただきましょう。
- 藤島地域放送課長 はい。
- 根元部会長 では、資料24-1の意見書でございます。こういう意見書が来たというのですが、これ、よくわからないのですが、三原テレビは、混信があつて、新たな中継局をつくるんですか。
- 藤島地域放送課長 受信点を変える……。
- 根元部会長 受信点を変えるのですか。
- 吉本中国総合通信局放送部長 三原に関しては、受信点の変更です。
- 藤島地域放送課長 そうですね。受信点をもっと電波のとりやすい……。
- 根元部会長 でしたよね。レベルが3とか言っていました。それで何で悪いわけです

か。放送局は何で怒っているわけですか。混信をなくて、ほかの人に迷惑かけないようにしているわけで、ケーブルの中で混信しないようにしているわけでしょう。

○藤島地域放送課長 はい、そうです。

○根元部会長 放送局じゃないから、電波を出しているわけじゃないですよ。

○藤島地域放送課長 はい、そうです。

○根元部会長 放送局は何が困るんですか。

○関根部会長代理 ここに書いてあることだと、結局、有線テレビジョン放送の視聴者がちゃんと見えるようになるのに、一般視聴者の受信障害が解決されないから不公平だと言っていますよね。それを怒っているわけですか。

○藤島地域放送課長 そういう怒り方を前からしていることもあります。有線テレビジョン放送に加入できる人だけ、区域外一般についてでもそうなんです。

○関根部会長代理 でも、もともと有線テレビジョン放送というのは、そうやって、受信が難しい地域のために本来引かれたものなんですから、これって本末転倒の言い方のような気がしてしまうんですけども。

○藤島地域放送課長 はい、そうですね。

○関根部会長代理 ですよ。

○藤島地域放送課長 有線テレビジョン放送に入れない人が見られないのはかわいそうじゃないか、だから有線テレビジョン放送に入れる人間も見せないんだというような論法が……。

○関根部会長代理 ですよ。受信障害を改善するための有線テレビジョン放送だったはずなので、それってよくわからないんですけども。

○根元部会長 根本は、23チャンネルがダブっている領域があって、それは今、過渡期だからしょうがないけれども、それは周波数を割り振ったほうが悪いわけだよね。どこまでエリアをカバーするかという話は別としてね。だから、それを避けるのに、放送局が迷惑かからいような気はするんです。これはどうするんですか。裁定に、この意見書が出ましたけれどもどう反映しますかという話なんです。

○藤島地域放送課長 おっしゃるとおりでございます。今のように、この裁定の意見書には反対の理由としての根拠は見当たらないということであれば、そのような判断ということで、とにかくこれは考慮しないという取り扱いということになるかと思います。

○根元部会長 はい、わかりました。

ほかに何かご質問、ご意見、ございますか。よろしゅうございますか。 はい、それでは次の資料をお願いいたします。

○藤島地域放送課長 失礼いたしました。それでは、引き続きまして、資料24-2の「中国地域の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する判断に当たっての今後の対応について（案）」という資料に基づきまして、前回までのご議論を踏まえまして、今後の進め方についての議論の材料とさせていただければと思います。

本来でございましたならば、前回のお話では、本日、裁定案文の1つのひな形をお示ししようと。それで、それについてご議論をいただくということで考えていたところでございますが、実際に裁定案文を書き出してみますと、まことに申しわけないのですが、もう少し整理をさせていただきたいと思いました。そこで、当初想定していた予定を変更いたしまして、事務局での議論で何が改めて問題になったかというところについて、この資料等を使いまして、改めてご説明をさせていただきまして、本日の議論に入らせていただければと感じているところでございます。

それでは、資料の表紙を1枚めくって、1ページをごらんいただきたいと存じます。まず、前回まで、「協議」、「協議中」ということについてご議論をいただきました。これまでご審議の中では、協議中である、または協議中であつたという観点からご提案をいただいております。協議中であるので、再送信を止めなかったとしても必ずしも違法とは言えない、再送信の欠格にはならないというような理論構成でどうかというご提案をいただきまして、その線に沿ってご議論をいただいております。

これまでの審議の継続性・経緯等を踏まえまして、再度この「協議中」という言葉について確認をさせていただきたいところでございます。と申しますのが、有線テレビジョン放送法第13条第3項におきまして、総務大臣の裁定を申請することができるのは、「協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」と、法律の言葉がこういうふうになっておりまして、協議中という整理をしてしまうと、そもそも裁定申請の受理の要件を満たさないことになってしまうのではないかと。この点についてどういうふうに整理をするのかというところが、再度問題となってきたところでございます。

そこで、2ページ目で、考え方についてどういうふうに整理をするかということで、幾つか考えてみたものでございます。

まず1つ目ですが、現在も協議が継続している場合には、裁定申請の要件を満たさず、

申請受理が不可となるのではないかと。両当事者の意識として、現在が「協議が調わず」と言える状態なのかどうかということ、まず事実確認として、改めて確認を必要が出てきているのではないかと。というところがございます。ということで、単純に規定上というか、法律上、現在が協議中というステータスを使えるかどうかということについては、現在の両当事者の協議の認識について再度整理する必要があるのではないかと。ということが議論になりました。

また、そもそも裁定申請というのは、いつからの再送信を対象とするものであるかを明確にしない限り、そのための協議が調わなかったかどうかということの確認というのができないのではないかと。多少わかりにくい言い方ではございますが、現在、もし協議中であって、かつ協議中であるということは、以前もらった同意の効力が今なお何らかの形で続いているというような整理をするのであれば、やはり先ほど申し上げたように、そもそも裁定申請の要件自身を満たしていないということになりかねないのではないかと。ただし、今、半分宙ぶらりんの状態で、同意書の同意期限は切れたけれども、協議中なので、何となく同意の効力が続いているというような整理をするならば、いずれこれが確定的に不同意として確定してしまうかもしれないと。その宙ぶらりんな状態にあるものをまさしく同意という状態に持つていくための裁定申請ということは、ひょっとしたらあり得るのかもしれないという話で、そこをどうやってはっきりさせるかということですが、例えば放送事業者のほうからは、いつまでは再送信を認めるけれども、いつになったら絶対止めてくれと、こういうことを言われたとすると、その時点で確定的に不同意になるのではないかと。こういうような構成もできるかなというようなことを中で話し合いました。そこで、一体いつから再送信をほんとうに止めなければならぬと認識しているのか。何となく続くんだったら、ひょっとして何となく続くで、何となく同意があるということではないかという議論もあり得ますので、いつになったらほんとうにこれがなくなると、だからどうしても裁定をしなければならないということになるのかと。この辺のことをはっきりさせる必要があるのではないかと。いうようなところも、議論をしたところがございます。

次に、3ページでございます。正当な理由での、ケーブル事業者としての適格性というところがございますが、事務局といたしましては、裁定に当たっては、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に関連する考慮事項を確認するという考え方はどうであろうかということ、1つ議論させていただきました。これは、裁定制度の導入に関する

る法改正の審議が行われました第104回国会衆議院通信委員会、昭和61年4月23日に行われたものでございますが、ここにおきまして、放送事業者が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由」として掲げたものの例示の1つに、「ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブル事業者としての適格性に問題があるとされる場合」ということが挙げられておりました。

正当な理由の基本的な考え方としましては、放送の意図の保護とされておりますところ、このケーブル事業者としての適格性についても、主に資金面や施設面から、安定的・継続的な再送信が可能かどうかを判断するものと考えてきておりました。

なお、大分ケーブルネットワークと九州朝日放送に関する裁定の事例、本年8月17日に裁定を行ったものでございますけれども、ここにおきましては、大分ケーブルネットワークが民々間の契約に違反していたということについて、事業者としての適格性に反するのではないかというような可能性がある旨が当審議会で議論がされまして、その上で、裁定においては、将来のコンプライアンスの維持等も考慮要素とした上で、それに問題がないと認められるので、同意すべきというような判断を行っていただいたところと認識しております。

そして、今般の裁定案件につきましても、裁定の判断要素としては、放送の意図の保護というものを主としつつも、申請者が同意期限を越えて再送信をしているような場合に、次から挙げるような点を考慮事項として検討すると、そういうところで適格性というところを見ていくというような考え方が1つはあり得るのではないかというふうに、ちょっと整理をさせていただいたところでございます。

そこで、4ページになります。最初の丸ですが、同意書の期限が切れたにもかかわらず、なぜ有線テレビジョン放送事業者が再送信をし続けたのか、その動機・事情がどのようなものかということが、1つ具体的考慮事項として考えられるところでございます。これは、有線テレビジョン放送事業者が、同意期限が切れていながら再送信をし続けている場合、有線テレビジョン放送事業者が同意期限切れ後も再送信を継続し続けた事情・動機等や、再送信を原因とする社会的・経済的影響等を確認し、裁定に当たっての適格性を考慮事項として検討する必要があるのではないかという意見でございます。

そして、現在、同意書上同意期限が更新されていないことは事実であるが、これまでの協議において、放送事業者の不同意または再送信停止の意思、先ほども申し上げまし

た、いつから再送信を停止しなければならないか、再送信をされ続けることによってどの程度の社会的あるいは経済的な損失があるかというようなことが、いつ、どのように——どのようにの中には不同意の理由は何であったのかということを含みます——有線テレビジョン放送事業者に伝えられたのか、その意思に対して、有線テレビジョン放送事業者はどのように対応してきたのか、また、有線テレビジョン放送事業者として仮に再送信を停止する場合には、どの程度の時間を要すると認識しているのかというようなことを、明らかにする必要があるのではないかと考えました。

これは、放送事業者の不同意または再送信停止の意思の明示性・明確性及びその時期並びに再送信を原因とする社会的・経済的損失等を確認した上で、両当事者間の再送信停止に係る認識の状況や、両当事者間の放送の意図の保護に係る信頼関係に関する状況等を確認し、裁定に当たっての適格性の考慮事項として検討する必要があるのではないかと考えたところでございます。

次に、5ページですが、将来の再送信に関して同様のことが起きないように、どのような措置を講ずるつもりかというようなことも、考慮事項に挙げられるのではないかと考えました。これは、有線テレビジョン放送事業者による将来の再送信に関して適正に行われるかどうか等を確認し、裁定に当たっての適格性の考慮事項として検討する必要があるのではないかと考えたようなところでございます。

というような観点から、有線テレビジョン放送事業者としての適格性の考慮事項というものを考えていただくのはいかがであろうかということをご提案させていただきたいと存じたものでございます。

有線テレビジョン放送事業者といたしましては、いずれも、いったん始めた再送信を停止するということになりますと、その理由を加入者・視聴者に対して説明をする説明責任が求められるであろうというような事情が、具体的であろうかと思えます。そこで、放送事業者の不同意に関する意思の強さ、あるいは不同意であった理由等を考慮しながら、同意期限が切れたにもかかわらず再送信を続けた事情について考慮をするということが、必要になってくるのではないかと考えたところでございます。このように、前回までのお話に必ずしもなかったようなことを今回新たに持ち出させていただくことに関しては、まことに恐縮ではございますけれども、考え方の方向性、あるいは今後の確認事項につきまして、ご意見を賜ればと思っております。

以上、駆け足で、若干ざっぱくな説明ではございましたけれども、資料24-2に基

づく説明でございます。

なお、7ページ以下には、参考資料として裁定の事例、あるいは国会審議でどのような答弁がなされてきたか、また大分の裁定等でどのような議論をやってきたかというようなところについて、改めて確認させていただきましたので、適宜ご参考にしていただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○根元部会長　ありがとうございます。ご説明いただきましたように、本日は、本来であれば裁定案をご提示いただいて、ご審議いただく予定でございましたが、その作業中に、どうも歯切れが悪いというか、もう少し考えなければいけない点が出てきたということで、結論としては再調査といいますか、さらなる調査が必要だという必要性をご説明いただいたわけですが、まず、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

○関根部会長代理　すみません。やっぱりわかりませんが、私、せっかく大谷先生がああいうふうに言ってくださったので、各グループがここまで、平成11年から延々と協議申請をして、そのたびに知らんぷりされてきたという経緯がわかったわけですよ。これは、協議中ではあっても、もう「調わず」ということに十分該当すると思ったんです。あのデータがあるからこそ、調べていないじゃなかと言い得ると思うんです。だから、この結果として、もう何年間も、同意欲しい、いやだめ、同意欲しい、いやだめというのが延々と続いているんだから、これを10年近くやっているんですから、もうこれは「協議が調わず」と解釈していいと思うんです。

だから、それによって大臣裁定の依頼が出されて、「もう10年も放っておかれているんだから、これは何とかしなさい」と大臣の側は言うことになりましたとなるためのデータとして、この前のは非常に有益だと思うんですけれども、どうしてそれが「調わず」という解釈にならないのかわからないんですけれども。

○藤島地域放送課長　そうですね。そのような考え方で、前回まで、「調わず」は満たしたということを取りあえず前提に、私どものほうで受理して、こちらの有線放送部会に諮問させていただいたというところで、またその資料についても、過去延々と協議をやってきたけれども、幾ら頑張ってもよいお返事が得られなかったと。そこで、裁定申請に至ったと。そのような理解で来ておりました。

○関根部会長代理　ですよ。どうして変わったの。

○藤島地域放送課長　ただ、最初からずっとあった問題でありますけれども、協議が調

わなかったということについて、これも議論されたところでございまして、それで、それにもかかわらず、ただやはりいろいろと諸事情を勘案するべきではないかというところが、前回までのおおむねのご意見だったかと思えます。

○関根部会長代理　でも……。

○藤島地域放送課長　協議中ということで……。

○関根部会長代理　そうです。協議中であり、かつ申請は毎年出しているんですから、いわゆる違法状態であるという状況は認識していたにしろ、それを解消しようという意図はケーブルテレビ側にずっとあるわけですよ。ですから、それは違法だとは言いきれないと思うんですけれども。違法状態をつくり出しているのはテレビ局のほうであって、申請をずっと続けている限りは、ケーブルの側は違法性がないとみなされると思うんですが。

だから、どうしてこれで、ここがだめになってしまったのかがいま一つわからなくて、多分、法律上の解釈だと思うんですけれども、この前のデータがそろったがゆえにうまくいくのかなと思ったんですけれどもね。すみません。皆さん、どうでしょうかね。

○長村委員　いいですか。事前にメールをいただきましたが、その前文で2つのことが出ていまして、大臣が法令違反である旨国会答弁しているというのが急に出てきたんですよね。

○関根部会長代理　ここにね。

○長村委員　これ、19年3月でしょう。今になってなぜこれが出てきたのかということと、もう一つは、協議中ということを広くとらまえると、現状も協議中となりかねず、裁定申請の要件を満たさないという、こんな論議はしていないと思うんですよ。前回は、協議という概念はいろいろあるけれども、例えばケーブルテレビ側が協議をしていると言って、実際あまりしていない、電話1本入れて断られたとか、それで終わっているとかいうレベルのことであれば、それは個別にやっぱりきっちり指摘をしてあげた上で、大きく協議という概念をとらまえて裁定していこうじゃないかというのが、前回の部会の結論だったと思うんですよ。私も言いましたけど。

それが、部会でご指摘をいただいた協議中の意義はあいまいというふうに今になってきているというのが、解せないんですよ。ここへ来て、CATVの適格性ということに対して、総務省として極めて慎重な姿勢に突然変わってきたようなイメージが拭い去れない。何があったのかなという。文章を読んで、あれっと思ったんですよ。スタンス

がなぜそう変わってきたのか。その辺がはっきりしないと、これまでの裁定は何だったのか、これからどういうスタンスで我々は臨んでいったらいいのかということの根本の部分だと思うんですね。

○藤島地域放送課長 はい、幾つかあるわけですが、まず、結局ひっかかったのが、やはり「協議中」という言葉そのものでございまして、協議中であれば、再送信できるかどうか……。

○関根部会長代理 そうかなあ。

○長村委員 何かよくわからない。

○関根部会長代理 よくわからないね。協議は求めているわけですよ。ですから、協議を求めて、申請もしているわけですよ。

○藤島地域放送課長 申請もです、はい。

○関根部会長代理 だから、協議中であっても申請はしていると。でも、それは向こうの同意は得られないので、「協議は調わず」と言えるんじゃないかと思うんですけども。

○長村委員 そうでしょうね。

○関根部会長代理 申請中ですもんね。

○大谷委員 おそらく事業者によって、協議をすることができないとか、協議が調わないと判断せざるを得なかった時期というか、客観的に見て……。それは事業者の主観ということではなくて、客観的にもう協議は不調に終わっているという時期は多分あると思うんですね。この間1つ問題になっていたところは、もう明確に不同意の書面を受けていて、電波も止めろという意思表示をされていたとすれば、それは、客観的に見れば、協議はもうすることはできないし、協議は不調に終わっていると。速やかに裁定申請をすべき状況にあったけれども、それでも送信を続けていたということは、もはや違法な状態であろうと。多分、そういう特別な事業者はあるんだと思うんですけども、それ以外の事業者については、明確な不同意の意思表示を受けていないということをもって、今後とも協議が継続し、なおかつどこかの時期で既に得られた同意の延長が受けられるという期待感があって、そして、その期待感ゆえに、また明確な再送信の停止も求められていなかったということを経由にそのまま継続していたとすれば、その期間というのは、どうしても協議というのは一瞬で状況が変わったりするものではないですから、時間の経過を見ると、その期間というのは、違法とも適法とも言えないあいまいな状況が

続いていて、その期間、再送信を停止していなかったとしても、それをもって特に裁定を申請する適格性を失うような状態ではないだろうと。かみ砕いて言えばそういうわけですよね。大半の事業者についてはそういう判断ができるということで、これが前回までのこの部会の結論であったと思うんですね。

ですから、細かく協議の状況をさらに確認していただいて、ある事業者については、客観的に見ると、既に協議が不調と認定できる状態にあって、それ以降はやはり違法だったので、再送信を停止しなければならなかったということなのであれば、とにかく不調という状態は認められて、裁定に入ることはできますし、じゃあ、裁定に入るに当たって、もしそれが違法だと認識するのであれば、いったん適法な状態にすることを求めた上でということもあり得ると思うんですが、それは、各事業者の協議の状況によって左右されるものであって、一律に結論は出せないということで、さらにじっくり検討するとか、さらに材料を集めていただくということについては、基本的に問題ではないとは思っているんですね。

ただ、考えの方向性として、あるときまで協議が調わずに協議が継続していて、そして裁定申請をするに至ったということは、そこからはやはり協議は継続できないという、片方事業者というか、ケーブル事業者についてはそういう主観的な認識はあったわけだと思いますので、主観的な認識が客観的な基準と大幅にずれているものでなければ、それは、協議はもうすることができない状況にあると認定して差し支えないと思うんですね。ただそれが、こういう状況に至ったからとはっきり言えるのが、明確な不同意の書面を受け取っている事業者しか今のところはないという状態ですが、個別に吟味した上で、ほかの事業者も場合によってそれに該当するというのであれば、前回までの結論が多少覆るというか、個別に変わることがあっても、それは仕方がないのかなという気はしております。

○根元部会長　　どうもありがとうございます。今、大谷先生に大分まとめてもらっているとは思いますが、前、各放送事業者とCATVの事実関係を調べていただきましたけれども、それを確固たるものにしたいと。ですから、前つくったのは、当事者に直接ヒアリングしたとか、事実関係を明確に調べたのですが、一般的に説明ができるような事実関係でもないかもしれない、まだぼやっとしているかもしれないという感じなんですかね、事務局では。

○藤島地域放送課長　　はい。

○根元部会長　それを深く調べて、さっき大谷先生がおっしゃったような、どういうステージにあるかということを確認にして、それから前回の部会でやったような方向性でまとめていきたいということによろしいんですかね、

○藤島地域放送課長　はい。今の大谷先生のお話の中で、もう一つ、私の説明で少し漏れていたところがありましたけれども、前回、明確に書面で受けていたのは、Kビジョンが中国放送からのもので、これを止めなかったのはやはり問題と言わざるを得ないのではないかというところで、当面の共通認識だったかと思いますが、こちらのほうも、実はこのように適格性という点で理論構成していきますと、不同意だった理由というのが問われなくていいのかという話になりまして、明確でありさえすれば、どんな理由であっても同意を止めることができるのかという、そこについては果たしてどうなんだというところも内部で議論になりました。

確固たる正当な理由があるのであれば、やっぱりすぐに止めるべきであったであろうと。ただ、それがなければ、書面はもらっていても、なお止めないことに合理性がひよっとしたら認められるのかもしれないという、この辺もちょっと議論になったところでごさいます、前回は、紙が来ているか、来ていないか、それから差し止めをしろと言われたか、言われていないかというところを考えて、おおむね意見の一致は見たんですけれども、理由をほんとうに問題にしないでいいのかというところを、少なくともここについて再度やっぱり確認して、そこも整理した上でないと、同意すべき、すべきでないということを最後まできちんと理由づけて書き切るのはなかなか難しいかなというところも、少し問題かとお思います。

その意味で、先ほど、適格性に関して事務局のほうが悪くなったんじゃないかと長村先生がおっしゃられましたけれども、その意味では厳しくなるかもしれないですし、逆に、再度確認した上で、やはり同意を与えるべきではなかったのかという結論に最終的にはなる要素も出てきたのかなと。先ほどの適格性というものの考え方によってはですね。

○関根部会長代理　今のお話を伺うと、理由まで確認をするということになりますと、当然ながら、それは放送事業者側の適格性も評価するということですね、有線テレビのほうだけではなくて。

○根元部会長　心配なのは、これはすごい時間がたっているわけですよ。昔、電話で嫌だと言ったと。その根拠がもう変わっていると思うんですよ。今ヒアリングしたら、

なぜ不同意だったのかって、今の事情の話を過去にさかのぼって話すと思うんですよ。

○関根部会長代理　　そう、10年前。

○根元部会長　　そうすると、適格に判断できるような事実関係が得られるかどうかという心配があるんですけどね。結局同じところに戻ってしまって、キー局がだめだったからとかになって、そういうのが出てきたら、それは不同意の理由としてはだめだとこっちで判断すればいいわけですか。

○藤島地域放送課長　　はい。

○今林総務課長　　よろしゅうございますか。前回は慎重なご審議をいただいているところで、行政が介入してやるような裁定というのは、やはり慎重審議であるべきだろうと。その上で、先生方から協議についてお知恵を出していただいて、うまくまとめていただく方向になったんですけども、単純に申しますと、協議が調っていないと、だから裁定に持ち込まれたと。一方、この程度のものは協議中と言ってもいいんじゃないかと。そうすると、戻って、協議中であったものをなぜ裁定申請できたのかということが、なかなか一般には説明しづらいですね。

それから、協議が調っているのか、調っていないかというのは、今、部会長のお話があったように、確認しますとなかなか難しいかもしれませんが、これを事務局なりから推定して、推しはかかっていこうではないか、だからこうだという判断を下すのは、やはり私どもも非常に自信がないと申しますか、失礼ですが、ということで、事業者たちにどうなんだと、いついつ時点からは受け入れる協議がもうできないということなんだねと、わかったと、それじゃあ、裁定申請されてもしようがないねというようなこと、あるいは、いや、まだまだ協議はできる余地はありますと、いついつから同意をしようと思えばできるんですというようなことであれば、それじゃあ、ちゃんとやってくださいというようなことにもなると。

ですから、当事者たちの現時点と裁定申請を出した時点での意思というのが変わっていることもあるのかもしれませんが、再度、確認をさせていただいた上で、できれば推定でなく、協議が調っていないと、先ほどの大谷先生の言葉をお借りすれば、客観的に調っていないと判断されるというようなことで、それでは裁定申請に至る適格性というのは問題がないというようなことで、先生方にご判断いただく材料としては十分なものになるんじゃないかと。そこについては、もう一度ちょっと慎重を期させていただけないかというようなお願いでございます。

○根元部会長　あと1つ気になるのは、資料でいただいた大臣の3月の国会答弁ですよ。3月に出たというのは、こういうことがあるから国会議員が聞いたんだと思うのですが、その中で、たしか300幾つが違法状態であると明言しているんですよ。そうすると、我々が、違法ではなくて協議中で協議が調わないと判断したというようなことを言ったときに、ここで言っている中国のものはその300に入っているのか、入っていないのかという問い合わせが来ますよね。そうすると、我々は、違法性を避けて議論しているんだけど、大臣が言っているのは何なのですかということで、バランスがあるのかなと思うんですが、どうなんですか。

○藤島地域放送課長　これはきょうの資料では9ページのところに、改めてその議事録を載せさせていただいておりますけれども、白眞勲の中で、「これっていわゆる法律違反ですよ」に対しまして、当時の菅総務大臣のほうから「そのとおりでありまして、総務省としては、ことしの2月に法に基づいて再送信が適正に行われるよう指導したところでありまして」と、このような言い方になっております。

そこで、「ただし」という言葉を一応つけられるのではないかと考えているんですけども、先ほどの、およそ、同意書の同意期限が切れたら自動的に法律違反になって、切れた翌日からすぐさま再送信をやめない限り、自動的に有線テレビジョン放送法違反の処分の対象になるのかという話になると、それはやはり逆に違うのではないかとこの議論もあり得まして、継続契約でもあるんだから、また民法からの類推からしても、民法の借家法であるとかの類推からしても、一度適法に始まったものが相手の一方的な意思だけで自動的に切れてしまうというのも、逆におかしな話ではないかというご議論がございました。

ですから、程度と申しますか、そういうところについては、幾つか考え方は当然あり得るのではないかというようなご議論もございまして、確かにこれは、ある意味で言ったら、現在の有線テレビジョン放送法の不備であったという言い方もできるかもしれません。残念ながら、そもそも振り返ってみますと、1度適法に始まったものを途中で打ち切るということを法律自身があまり想定していなかったのかなと、今振り返ってみたら思います。入り口のところでは厳格にやるけれども、入り口が通れば、それがあの日突然適格要件がなくなるということは通常は想定しにくい話ですので、途中からだめだよということはあまり法が想定していなかったのかなと。

ただ、そういうことが現実に起こってしまったときに、それをどう解釈するかという

ことは、やはりある程度合理的に解釈しないとイケないだろうとも思っておりまして、そこで、適格性についてもう少し実質的に考える上ではどういふことを再度調べてみる必要があるかということで、きょうの資料の前のほうにありました、放送事業者のほうにどれぐらいはつきりと止めろと言っていたのか、あいまいだったのかとか、あるいはその理由がどうだったのか、ケーブル事業者のほうはなぜ止められなかったのかとか、この辺について再度事実関係を、まさにこういう適格性という観点から……、今までも調査していましたが、どちらかという、過去にどういふことをやったかという、淡々と事実を確認していたということでございましたけれども、今般は、この適格性をきちっと見きわめるところから、再度そういうところについて意思を明確にする、あるいはどういふことをやったかという事実関係を明確にすると、そういうような再調査をさせていただけないかというようなところでございます。

○根元部会長 はい。長村先生、いかがですか。

○長村委員 説明を聞いていると、ほとんど仮説なんですよね。「ではないか」とか、「こういった場合は」とか。だから、実態のケース・バイ・ケースで判断していくという機軸は変える必要はないと思うんですよね。だから、中国地方のこの問題に対して、実態がどうなのかということを見せてもらえないと判断ができないと思います。

それと、急に総務大臣の予算委員会の答弁が出てきたというのは、例えばテレビせとうちがこのことを主張してきたのか。今のお話を聞いていると、答弁で法律違反を認めているけれども、実際いろんなケースがありますよねというお返事なので、この位置づけが何なのかよくわからないんですよ。

○藤島地域放送課長 テレビせとうちがどうこうということはございません。この答弁自身は私どもの大臣の答弁でございますので、もう一貫して、特にこの中国裁定が始まる前から非常に意識してきていたところでございまして、これまでも考えてきていたところでございまして、今回もそういうものでございます。

○根元部会長 これは何か前に見せてもらいましたよね、この資料は。

○藤島地域放送課長 中国裁定が始まる前に。

○長村委員 改めてまたほんと、何かクローズアップしてきたようなね。

○根元部会長 だから、資料をつくろうと思ったんだけど、これを少し頭の中に入れておかなければいけないなど、そんなニュアンスで、これに引っ張られるというわけではないかもしれません。

○長村委員 改めてこれを重要視して、かなり方向転換を……、基本スタンスとして方向転換をしなければいけないということではないんですね。

○藤島地域放送課長 はい。少なくとも1度かつて適法に同意がされていたのが途中で切れてしまったというものについては、やはり止めるための相当強力な理由がないと、受信者の利益とかを考えると、止めることを認めるべきではないのではないかという考えもあり得ると思います。

さはさりながら、事実関係というところからちょっとアプローチしていこうかと思っているところでございます。

○大谷委員 ちょっと仮定の話で恐縮なんですけど、教えていただきたいんですけども、同意の期限が切れる前に、まず協議というのはスタートしますよね。それで、協議して、すぐに不同意だということがはっきりして、協議が調わないので、裁定申請が期限が切れる間際ぐらいにあったとして、そうすると、裁定待ちの期間というのは、同意の期限は切れてしまっている、しかし裁定は出ていないと、それはまさか違法だとは判断しないというスタンスというか、法律を正確に読むとそういうふう……、それは何か特別なことが書いてあるわけではないけれども、そう理解するということは言えますか。

○藤島地域放送課長 それが常識的な理解であろうかとは思いますが。

○大谷委員 それは常識ですよ。

○藤島地域放送課長 時効中断みたいなものでして、法的な手続もちゃんととっているから、それ以上のことはできないわけですので、それもさらに言えば、裁定に通常要するであろうと思う十分な期間を空けて申請したけれども、たまたま今回のように裁定の案件が非常に立て込んでいて、自分たちの裁定の順番が回ってこなかったせいで時間が切れてしまったということも、事実としては想定できるわけです。

○大谷委員 期限が切れる前に協議のスタートを大抵の事業者がされていると思うんですが、それがずっとこれまでの期間長引いていたということで、実際には、その協議をスタートして、その間にもう期限が切れてしまっている状態と。裁定という行為にまだ踏み切らないというのは、相手方、放送事業者も「協議は続けますから」というそれなりの姿勢を見せて、再送信の停止まで明確には求めてきていない状況がしばらく続いていたと。Kビジョンにしても、実際に紙をもらったのは直前だったわけですよ。平成19年になってからということですよ。それは、かなりそれに近い状態、裁定待ちということではないですけども、裁定を申請するまでもないと多分判断されていたとい

う、それはかなり実態としての実感に近いのではないかなという気がしますので、そういったあたりも含めて検討できればと思います。

- 根元部会長　　1つわからないのは、「いつからの再送信を対象とする」、いつからってどういう意味なんですか。期待しているのは、切れたときから、だから10年前に戻ってという意味ですか。
- 藤島地域放送課長　　むしろ、未来をイメージしております。先ほどの協議中だから再送信し続けていいというのを、ふんわりしているからそれでいいのかというような言い方もしましたけれども、それはやはりおかしいと思うわけですし、切れたら、やっぱりどこかの時点では止めないといけないはずだろうと、それはそうあるべきものではないかと思っております、ただ、それが過去ずっとあいまいでしたし、現在もまだあいまいな状態にあるわけなんです、仮に同意裁定をしなくてよいという結論が出た場合に、それでもなおかつ再送信をし続ける、かつて同意をもらったから再送信し続けるというのは、どう考えてもおかしい話ですので、どこかの時点では止めないといけないはずだろうと。じゃあ、どこの時点で止めるべきなのかというところは明確にする必要があるのではないかなというのが、ここでの趣旨でございます。
- 関根部会長代理　　それをどちらが明確にすべきなんですか。本来は、放送事業者側ですよ。
- 藤島地域放送課長　　両方という……、一種交渉といいますか、放送事業者からは、これ以上やられるとこれだけの迷惑、実害があると。一般的には、やはり加入者に対しての説明責任というのは当然あるでしょうから、幾ら理由は明確にしても、直ちに止めるというのは、やはりあまりにも加入者にとっての害が大きいだらうと。当然、一定の周知期間というのを経た上でということになるらうかと思っておりますので、その合理的な周知期間というところを、現地の事情で、放送元事業者と有線テレビジョン放送事業者のほうで話した上で、じゃあ、もし裁定同意が得られなかった場合にはここまでですねと決めていただくというのが、筋ではなかろうかと思っております。
- 関根部会長代理　　これまでの経過で、「止めるとまでは言わないが」という言葉が何回も出てきていますよね。
- 藤島地域放送課長　　はい。
- 関根部会長代理　　いろいろ悩みますね。わかりました。もう少し考えます。
- 根元部会長　　最大は、時間がかかり過ぎなんですよ、10年間。もっと前にやって

くれれば話は簡単なのに。

じゃあ、どうでしょうか。予定する時間も近いのでございますが、裁定に向けての報告書の案をおまとめいただく間に、より厳密に調査したほうがいいたろうと。前回までの部会としての取りまとめる方向を変えているわけではございませんが、その理論武装と申しますか、バックとなる事実をもう少し詳細に精査して、裁定文案をつくるということでもよろしゅうございますか。そのためには、恐縮ですが、いろんな実質面で確認することを事務局にお願いして、まとめてもらって、それをご提示いただいて、我々の判断をするというふうにさせてもらってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　よろしいですか。あと、きょう根岸先生がご欠席で、根岸先生も多分、事前に資料を送っていただいていますので、何かもしコメントがありましたらお教えいただけます、それも踏まえて決定したいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、根岸委員のほうからコメントをいただいておりますので、これを朗読させていただきます。まず、1点目が、再調査を行うことはやむを得ない。それから2点目が、また仮に再調査等の結果、法律違反があったとしても、あまりにもしゃくし定規に考えるのもよくないであろう。社会通念上問題がなく、同意を与えるということも可能ではないかと。要点でいきますとこういうことでありまして、本日のご議論とほぼ同じ方向……。

○根元部会長　ですね。もしくは大きくはずれていないと……、大きくじゃない、ほとんど同じだということ。

○藤島地域放送課長　はい。

閉　　会

○根元部会長　それでは、委員の皆さん一致いたしまして、先ほど申し上げた方向で、作業を事務局にお願いするというふうにさせていただきたいと思えます。

以上が本日の議題でございまして、ほかにこちらで手持ちはございませんが、何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議を終了いたしたいと思えますが、次回の日程につきましては、別途確定になり次第ご連絡をいたします。実は、何か日程調整に苦労していると。でき

るだけ全員の方々にお集まりいただく必要があろうかと思ひまして、その辺も含めて、
今、事務局で調整をお願いしますので、決まり次第皆様にご連絡いたしますので、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。じゃあ、本日はこれで終了いたします。どうもありがと
うございました。